　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱（大阪府地域医療介護総合確保基金事業）

（目的）

第１条　府は、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備（以下「介護施設等の整備」という。）の促進とともに、在宅・施設サービスの整備の加速化・支援（以下「在宅・施設サービスの整備の加速化」という。）の拡充を図るため、予算の定めるところにより大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金を交付するものとし、その交付については大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号各都道府県知事あて厚生労働省医政局長・老健局長・保険局長通知　別紙）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

（補助対象事業）

第２条　補助の対象となる事業は、事業者が実施する次に掲げる事業（直接補助事業）並びに次に掲げる事業を実施する事業者に対し市町村及び広域連合（以下「市町村等」という。）が補助する事業（間接補助事業）とする。

(1) 地域密着型サービス等整備等補助事業

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

(5)　介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

(6)　介護職員の宿舎施設整備事業

（地域密着型サービス等整備等補助事業）

第３条　介護施設等の整備の促進及び在宅・施設サービスの整備の加速化の拡充を図るため、次に掲げる事業を実施する事業者並びにこれらの事業者に対し補助を行う市町村等に対し、補助を行う。

(1) 地域密着型サービス等整備補助事業

　(2)　介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

　(3)　災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業

２　前項第１号の事業については、次に掲げる介護施設等（サテライト型居住施設・事業所を含む。）の整備（創設、増築（床）、改築、増改築をいう。以下同じ。）を行う事業を補助の対象とする。ただし、在宅・施設サービスの整備の加速化分については、第11号から第15号までに掲げる施設等を除く。

(1) 地域密着型（定員29人以下をいう。以下同じ。）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（特別の事情があると認められる場合を除き、ユニット型を基本とする。）

(2) 小規模（定員29人以下をいう。以下同じ。）の介護老人保健施設（特別の事情があると認められる場合を除き、ユニット型を基本とする。）

(3) 小規模の介護医療院

(4) 小規模の養護老人ホーム（地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホーム）

(5)　小規模の特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（特別の事情があると認められる場合を除き、ユニット型を基本とする。）

(6) 低所得高齢者の居住対策としての「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成20年厚生労働省令第107号）第34条に規定する都市型軽費老人ホーム（居室面積は10.65平方メートル（収納設備を除く。）以上とすることが望ましい。）

(7) 認知症高齢者グループホーム

(8) 小規模多機能型居宅介護事業所

(9) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

(10) 看護小規模多機能型居宅介護事業所

(11) 認知症対応型デイサービスセンター

(12) 介護予防拠点（介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等の実施のために、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスＢ・Ｃや多様な通いの場を整備する場合を含む。）

(13) 地域包括支援センター

(14) 生活支援ハウス（山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）に基づくものに限る（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和３年厚生労働省令第83号）附則第４条の適用をうける場合を含む）。以下同じ。）

(15) 虐待、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ

(16) 介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設（当該施設又は事業者の職員の利用に支障のない範囲において外部の者の利用を認めて差し支えない。設置場所は、利用の便（近接地、通勤経路）への配慮及び障がい者、子ども等との交流等の面からの検討の結果必要があれば、敷地内に限定されない。）

(17)　小規模の介護付きホーム（老人福祉法（昭和26年法律第45号）第29条第１項に規定される有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅（スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成26年３月31日付け国住心第178号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。第６条第１項第３号及び第７条を除いて以下同じ。）であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

３　第１項第２号の事業については、都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高

齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を１施設創設することを条件に、大規模修繕又は耐震化（次の表の左欄に掲げる整備区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める整備内容をいう。以下同じ。）を次に掲げる広域型施設１施設に行う事業を補助の対象とする。

なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。

また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る１年から４年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和５年度中に着工することとする。

「大規模修繕」（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わない。）

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の一部改修 | 一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事 |
| 施設の付帯設備の改造 | 一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 |
| 施設の冷暖房設備の設置等 | 気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事 |
| 避難経路等の整備 | 居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事 |
| 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修 | ① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等  ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事 |
| 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修 | 消防法設備等(スプリンクラー設備等を除く。)につい  て、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備 |
| 土砂災害等に備えた施設の  一部改修等 | 都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定して  いる区域に設置されている施設の防災対策上、必要な  補強改修工事や設備の整備等 |
| 施設の改修整備 | 施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含  む。）のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図  るための改修工事 |
| その他施設における大規模  な修繕等 | 特に必要と認められる上記に準ずる工事 |

（注） 一定年数は、おおむね１０年とする。

「耐震化」（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わない。）

|  |  |
| --- | --- |
| 耐震化 | 地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事 |

(1) 広域型（定員３０人以上をいう。以下同じ。）の特別養護老人ホーム

(2) 広域型の介護老人保健施設

(3) 広域型の介護医療院

(4) 広域型の養護老人ホーム

(5) 広域型の軽費老人ホーム

４　第１項第３号の事業については、災害レッドゾーン（都市計画法（昭和43 年法律第100 号）第33 条第１項第８号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ）に所在する老朽化等した次に掲げる広域型施設の移転改築を行う事業を対象とする。

(1) 広域型（定員３０人以上をいう。以下同じ。）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室

(2) 広域型の介護老人保健施設

(3) 広域型の介護医療院

(4) 広域型の養護老人ホーム

(5) 広域型のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、移転に伴い、軽費老人ホームＡ型・Ｂ型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。）

(6) 広域型の介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。）

５　補助事業を実施しようとする事業者は、介護施設等の整備又は在宅・施設サービスの整備の加速化の別を明らかにして協議書（協議様式第１号（直接補助事業者用））を作成し、施設整備・施設開設準備・定期借地権利用・ユニット化改修等・新型コロナウイルス感染拡大防止・宿舎施設整備事業計画書（事業の目標の設定等、実施期間及び内容並びに事業に要する費用の額を含むものとする。以下「整備計画書」という。）を添付して、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

６　補助事業を実施しようとする市町村等は、介護施設等の整備又は在宅・施設サービスの整備の加速化の別を明らかにして、協議書（協議様式第１号（間接補助事業者用））を作成し、医療介護総合確保促進法に基づく市町村計画（計画の基本的な考え方、区域の設定、計画の目標の設定等、事業の評価方法、実施期間及び内容並びに事業に要する費用の額を含むものとする。）及び整備計画書を添付して、別に定める日までに知事に提出しなければならない。この場合においては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 介護施設等の整備量は市町村等が定める介護保険事業計画に定める各介護給付等対象サービス等の計画値の範囲内であること。在宅・施設サービスの整備の加速化分については、地域の介護ニーズ、介護保険財政等により総合的に勘案すること。

(2) 整備計画書の作成又は変更に当たって住民の意見を反映させる仕組みを設けること。

(3) 補助事業の選定に当たっては、次に掲げる事業を優先とすること。

ア　施設利用者に対するサービス提供に止まらず、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たす事業

イ　都市部における用地取得の困難性に鑑み、国又は地方公共団体が土地を貸与するもの、施設の高層化を図る等して中心市街地等の利用しやすい場所に整備するもの及び文教施設等の利用も含め各種施設の合築又は併設を行う等により土地の有効活用等を図る事業

ウ　過疎、山村等において、適切な入所者処遇及び効率的な施設運営が確保できる事業

エ　地すべり防止危険箇所等危険区域に所在する施設の移転改築整備を行う事業

オ　入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等を行う事業

カ　内閣府による地域再生計画の評価結果を踏まえ、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生の総合的かつ効果的な推進に資するものと認められる事業

キ　都市再生特別措置法を踏まえ、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の集約・誘導により持続可能なまちづくりを進めるためのコンパクトシティ形成に向けた取組に資する事業

(4) 複数の補助事業をまとめて協議しようとする場合は、前号の規定等を踏まえ、優先順位を付すこと。

７　補助事業を実施しようとする者は、整備計画書を変更した場合は、変更協議書（協議様式第２号（直接補助事業者用）または（間接補助事業者用））を遅滞なく知事に提出しなければならない。ただし、知事が定める軽微な変更を除く。

（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）

第４条　介護施設等が開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援することにより介護施設等の整備の促進及び在宅・施設サービスの整備の加速化の拡充を図るため、介護施設等を整備する事業者並びにこれらの事業者に対し補助を行う市町村等に対し、次に掲げる際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大６月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費その他事業の立上げに必要な経費）について補助を行う。

　(1)　施設等の開設（改築による再開設を含む。）及び既存施設の増床

　(2)　介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への及び介護療養型老人保健施設から介護医療院への転換（改修等を伴わずに転換する場合を含む。）

　(3)　訪問看護ステーションの大規模化（緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的

　　に看護職員や事務職員を増やすこと等）及びサテライト型事業所の設置

２　補助事業を実施しようとする者は、前条第５項及び第６項の規定の例により協議書を作成し、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

３　整備計画書の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 事業の目標、内容及び期間を示すとともに、事業に要する費用の額を適切に見込むこと。

(2) 対象経費は、開設前６月間の次に掲げる経費であること。

ア　施設開設を目的に設置した開設準備室等に要する経費

イ　開設前の看護・介護職員等の雇上げ経費（最大６月間の訓練等の期間）

ウ　開設のための普及啓発経費

(ア) 地域住民の事業に対する理解を深めるための連絡会等の開催

(イ) 利用希望者本人や家族への施設概要説明・処遇内容等の紹介

エ　職員の募集経費（広報誌発行、説明会開催等の活動費）

オ　開設の周知・広報経費（パンフレット、ホームページの開設等のＰＲ経費）

カ　施設開設準備事務経費（経営コンサルティング（会計処理、労務管理、開設届出書類等の作成等）に要する経費）

キ　その他施設開設の準備に要する経費

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める地方公務員の給与及び開設準備に関する事業と

して適当と認められないものは、補助の対象とならないこと。

４　前条第７項の規定は、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業に係る整備計画書の変更について準用する。

５　補助事業の期間が複数年度にわたる場合は、各年度ごとに協議を行い、補助金を交付するものとす

　る。

（定期借地権設定のための一時金の支援事業）

第５条　介護施設等の整備の促進及び在宅・施設サービスの整備の加速化の拡充を図るため、施設等用地　　　（特別養護老人ホーム等の整備の際に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等を合築し、又は併設する場合にあっては、当該合築し、又は併設する施設の用地を含む。）の確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。以下同じ。）を支払う事業者並びにこれらの事業者に補助を行う市町村等に対し、補助を行う。

２　前項の規定にかかわらず、施設等運営法人が次に掲げる要件を満たしていることを条件として、普通借地権設定に際して土地所有者に一時金を支払う事業者及びこれらの事業者に補助を行う市町村等に対し、補助を行う。

(1)　貸与を受ける土地について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。

(2)　賃借料は地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

(3)　賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払い得ると認められること。

３　補助事業を実施しようとする者は、第３条第５項及び第６項の規定の例により協議書を作成し、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

４　整備計画書の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 事業の目標、内容及び期間を示すとともに、事業に要する費用の金額を適切に見込むこと。

(2) 次に掲げる一時金は補助の対象とならないこと。

ア　保証金として授受されるもの（地代債務、契約終了時の建物撤去義務等の不履行の際の担保として授受され、契約終了時に原則返還を要求できるもの）

イ　当該定期借地契約の当事者が利益相反関係にあるとみなされるもの

５　第３条第７項の規定は、定期借地権設定のための一時金の支援事業に係る整備計画書の変更について準用する。

（既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業）

第６条　介護施設等の整備の促進を図るため、次に掲げる事業を実施する事業者並びにこれらの事業者に対し補助を行う市町村等に対し、補助を行う。

(1) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業

(2) 既存の特別養護老人ホームの多床室のプライバシー保護のための改修支援事業

(3) 介護療養型医療施設転換整備支援事業

(4)　介護施設等における看取り環境整備推進事業

２　前項第１号の事業については、次に掲げる施設のユニット化改修に要する経費を支援する事業を補助の対象とする。

ア　特別養護老人ホーム

イ　介護老人保健施設

ウ　介護医療院

エ　介護療養型医療施設を改修して介護老人保健施設、ケアハウス、特別養護老人ホーム、介護医療院又は認知症高齢者グループホームに転換される施設

３　第１項第２号の事業については、プライバシー保護のための改修（各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されるものをいい、建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認めない。天井から隙間が空いていることは認める。）を行う費用を支援する事業を補助の対象とする。

４　第１項第３号の事業については、介護療養型医療施設から転換（次の表の左欄に掲げる整備区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める整備内容をいう。以下同じ。）をして次に掲げる施設を整備する事業（定員規模は問わない。）及び介護療養型老人保健施設から転換をして介護医療院を整備する事業（定員規模は問わない。）並びに施設基準の一部の緩和（療養室の床面積1床当たり6.4平方メートルを維持したままの病床の転換）を適用して介護医療院又は介護老人保健施設等に転換した療養病床等が令和５年度までに当該施設基準（療養室の床面積1床当たり8.0平方メートル）を満たすための改修等を行う事業（病床の転換の際にこの補助金の交付を受けていないものに限る。）を補助の対象とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 創 　設 | 既存の施設を廃止し、建物は取り壊さず、新たに次に掲げる施設を整備すること。 |
| 改 　築 | 既存の施設を廃止し、建物を取り壊し、新たに次に掲げる施設を整備すること。 |
| 改 　修 | 既存の施設を廃止し、建物本体の躯体工事に及ばない屋内改修工事（壁撤去等）を行い、次に掲げる施設に転換すること。 |

(1) 介護老人保健施設

(2) 介護医療院

(3) ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定の有無を問わない。）

(4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第１項に規定する有料老人ホーム（以下同じ）なお、居室が個室であって入居者1 人当たり床面積が13平方メートル以上であるもののうち利用者負担第３段階以下の者でも入居できる居室を確保しているものに限り、特定施設入居者生活介護の指定の有無を問わない。

(5) 特別養護老人ホーム及びそれに併設されるショートステイ用居室（社会福祉法人を設立等する場合）

(6) 認知症高齢者グループホーム

(7) 小規模多機能型居宅介護事業所

(8) 看護小規模多機能型居宅介護事業所

(9) 生活支援ハウス

(10) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第５条第１項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護の指定の有無を問わない。以下同じ）

５　第１項第４号の事業については、次に掲げる介護施設等において、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備事業に要する経費を支援する事業を補助の対象とする。

なお、整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために充分なスペースを確保することとする。

また、整備した個室に関しては看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。

(1) 特別養護老人ホーム

(2) 介護老人保健施設

(3) 介護医療院

(4) 養護老人ホーム

(5) 軽費老人ホーム

(6) 認知症高齢者グループホーム

(7) 小規模多機能型居宅介護事業所

(8) 看護小規模多機能型居宅介護事業所

(9) 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

６　補助事業を実施しようとする者は、第３条第５項及び第６項の規定の例により協議書を作成し、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

７　第３条第７項の規定は、既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業に係る整備計画書の変更について準用する。

（介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業）

第７条　介護施設等において新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、次に掲げる事業を実施する事業者並びにこれらの事業者に対し補助を行う市町村等に対し、補助を行う。

(1) 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業

(2) 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業

(3) 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業

２　前項第１号の事業については、次に掲げる施設等において、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室等に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行う事業を対象とする。

(1)　特別養護老人ホーム

(2)　介護老人保健施設

(3)　介護医療院、介護療養型医療施設

(4)　養護老人ホーム

(5)　軽費老人ホーム

(6)　認知症高齢者グループホーム

(7)　小規模多機能型居宅介護事業所

(8)　看護小規模多機能型居宅介護事業所

(9)　有料老人ホーム

(10)　サービス付き高齢者向け住宅

(11)　短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

(12)　生活支援ハウス

３　第１項第２号の事業については、次の各号に掲げる事業を補助の対象とする。

(1) ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援

ユニット型である介護施設等において、各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置するための事業を対象とする。

(2) 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援

介護施設等のうち、従来型個室、多床室である介護施設等について、新型コロナウイルス感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として行う従来型個室・多床室の改修を行う事業を対象とする。

(3) 家族面会室の整備等経費支援

介護施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するために必要な家族面会室を整備（２方向から出入りできる家族面会室の設置の他、家族面会室の複数設置や拡張、家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置、家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室の設置、家族面会室がない場合の新規整備等）するための事業を対象とする。

４　前項第１号、第２号及び第３号の事業については、次に掲げる施設等を補助の対象とする。

(1) 特別養護老人ホーム

(2) 介護老人保健施設

(3) 介護医療院、介護療養型医療施設

(4) 養護老人ホーム

(5) 軽費老人ホーム

(6) 認知症高齢者グループホーム

(7) 小規模多機能型居宅介護事業所

(8) 看護小規模多機能型居宅介護事業所

(9) 有料老人ホーム

(10) サービス付き高齢者向け住宅

(11) 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

(12) 生活支援ハウス

５　第１項第３号の事業については、次に掲げる施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修するための事業を対象とする。

なお、可動の壁は認めるが、天井から隙間が空いていることは認めないものとする。

(1) 特別養護老人ホーム

(2) 介護老人保健施設

(3) 介護医療院

(4) 養護老人ホーム

(5) 軽費老人ホーム

(6) 認知症高齢者グループホーム

(7) 小規模多機能型居宅介護事業所

(8) 看護小規模多機能型居宅介護事業所

(9) 有料老人ホーム

(10) 短期入所生活介護事業所

(11) 生活支援ハウス

６　補助事業を実施しようとする者は、第３条第５項及び第６項の規定の例により協議書を作成し、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

７　第３条第７項の規定は、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業に係る整備計画書の変更について準用する。

（介護職員の宿舎施設整備事業）

第８条　介護人材（外国人を含む。）を確保するため、次に掲げる介護施設等の事業者が当該介護施設に勤務する職員（職種は問わず、幅広く対象）の宿舎を整備（次の表の左欄に掲げる整備区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める整備内容をいう。）するための費用の一部について補助を行う。

地域の実情や利用者のニーズに応じて柔軟に整備できるよう、宿舎の定員規模や設備（居室類型、入居者の１人当たりの居室の床面積や台所、浴室、便所及び洗面設備等）は問わない。ただし、補助対象となるのは、次に掲げる介護施設等（建築中のものを含む。）に勤務する職員数分の定員規模までであって、１定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）３３㎡以下を助成配分基準とする。なお、土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。

また、家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案し、近傍（原則として本事業で整備する宿舎の所在する市町村内の地域内とする。）類似の家賃と比較して低廉なものとすること。

設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）の面等から検討するものであり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内又は近隣の設置に限定されない。

入居者については、次に掲げる介護施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、当該介護施設等の職員の利用に支障のない範囲（定員規模の２割以内）において、当該職員の家族等や次に掲げる介護施設以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えない。

土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とする。また、宿舎の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設等運営法人は、本事業で整備する宿舎所有者から宿舎を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 創設 | 新たに宿舎を整備すること。  ※ 空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して、宿舎を整備する事業を含む。  ※ 空き家等の既存建物を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、宿舎を整備する事業を含む。 |
| 増築 | 既存の宿舎の現在定員の増員を図るための整備をすること。 |
| 改築 | 既存の宿舎を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿舎を整備すること。（一部改築を含む。）  ※１ 取壊し費用も対象とすることができる。  ※２ 既存宿舎を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舎を取り壊すかどうかは問わない。 |
| 増改築 | 既存の宿舎を取り壊して、新たに宿舎を整備するのにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。）  ※１、※２について同上。 |
| 改修 | 既存の宿舎を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。 |

(1)　特別養護老人ホーム

(2) 介護老人保健施設

(3) 介護医療院

(4) 特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス

(5) 認知症高齢者グループホーム

(6) 小規模多機能型居宅介護事業所

(7) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

(8) 看護小規模多機能型居宅介護事業所

(9) 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

２　補助事業を実施しようとする者は、第３条第５項及び第６項の規定の例により協議書を作成し、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

３　第３条第７項の規定は、介護職員の宿舎施設整備事業に係る整備計画書の変更について準用する。

（補助対象外費用）

第９条　次に掲げる費用は、補助の対象としない。

(1) 既に完了した事業に要する費用

(2) 他の国庫負担（補助）制度により既に当該事業の経費の一部が負担され、又は補助を受けている事業に要する費用

(3) 土地の買収又は整地等個人の資産の形成に要する費用

(4) 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用

(5) 既存建物の買収に要する費用（新築より効率的であると認められる場合を除く。）

(6) 賃貸建物の改修等に要する費用（知事が必要と認める場合を除く。）

(7) 前各号に掲げるもののほか、施設等整備として適当と認められない費用

２　前項第４号の規定にかかわらず、前条の事業については、職員の宿舎施設及びそれに伴う必要な整備に要する費用も補助対象とする。

（補助額の算定方法及び配分基礎単価）

第10条　地域密着型サービス等整備等補助事業に係る補助金の額は、整備計画書に記載された事業それぞれについて、別表１の１．対象施設等の欄に掲げる施設の区分に応じ、補助基準額（同表の２．配分基礎単価の欄に掲げる額（別表５の規定の適用を受ける場合は、当該額に同表の３．加算額の欄に掲げる額を加えた額）に別表１の３．単位の欄に掲げる数を乗じて得た額をいう。）の合計額と補助対象事業費（同表の４．対象経費の欄に定める工事費又は工事請負費及び工事事務費をいう。）の合計額とを比較して少ない方の額と、実支出額（総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額をいう。以下同じ。）の合計額とを比較して少ない方の額とする。府が所管するサービスの整備に係る事業及び市町村の公の施設の整備に対する府の補助事業についても、同様とする。

２　介護施設等の施設開設準備経費等支援事業の補助金の額は、整備計画書に記載された事業それぞれについて、別表２の１．対象施設等の欄に掲げる施設の区分に応じ、補助基準額（同表の２．配分基礎単価の欄に掲げる額に同表の３．単位の欄に掲げる数を乗じて得た額をいう。）と補助対象事業費（同表の４．対象経費の欄に定める需用費等をいう。）の額とを比較して少ない方の額と、実支出額とを比較して少ない方の額とする。

３　定期借地権設定のための一時金の支援事業の補助金の額は、整備計画書に記載された事業それぞれについて、別表３の１．対象施設等の欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の２．配分基準の欄に定める額と同表の４．対象経費の欄に定める一時金とを比較して少ない方の額に同表の３．補助率の欄に定める数を乗じて得た額と、実支出額とを比較して少ない方の額とする。

４　既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業の補助金の額は、整備計画書に記載された事業それぞれについて、別表４の１．区分の欄に掲げる改修等の区分に応じ、補助基準額（同表の２．配分基礎単価の欄に掲げる額（別表第５の規定の適用を受ける場合は、当該額に同表の３．加算額の欄に掲げる額を加えた額）に別表４の３．単位の欄に掲げる数を乗じて得た額をいう。）と補助対象経費（同表の４．対象経費の欄に定める工事費又は工事請負費及び工事事務費の額をいう。）とを比較して少ない方の額と、実支出額とを比較して少ない方の額とする。

５　第1項及び前項の事業について、別表５の１．区分の欄に掲げる場合において同表の２．対象施設の種類の欄に掲げる施設を整備するときは、同表の３．加算額の欄に定める額を、別表１及び別表４の２．配分基礎単価の欄に掲げる額にそれぞれ加算するものとする。

６　介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業の補助金の額は、整備計画書に記載された事業それぞれについて、別表６の１．区分の欄に掲げる補助事業の区分に応じ、補助基準額（同表の２．配分基礎単価の欄に掲げる額に同表の３．単位の欄に掲げる数を乗じて得た額をいう。）と補助対象事業費（同表の４．対象経費の欄に定める需用費等をいう。）の額とを比較して少ない方の額と、実支出額とを比較して少ない方の額とする。

７　介護職員の宿舎施設整備事業の補助金の額は、整備計画書に記載された事業それぞれについて、別表7の１．対象施設等の欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の２．配分基準の欄に定める額と同表の４．対象経費の欄に定める工事費又は工事請負費及び工事事務費の額とを比較して少ない方の額に同表の３．補助率の欄に定める数を乗じて得た額と、実支出額とを比較して少ない方の額とする。

（端数処理）

第11条　補助金の額の算定に当たって千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（補助金の交付の申請）

第12条　補助の交付の申請をしようとする者は、介護施設等の整備の促進又は在宅・施設サービスの整備の加速化ごとに、補助金交付申請書（様式第１号（直接補助事業者用）または（間接補助事業者用））に別に定める書類を添え、協議終了後速やかに知事に提出するものとする。

２　前項に定めるもののほか、補助金の交付の申請をしようとする事業者は、要件確認申立書（様式１-１）及び暴力団等審査情報（様式１-２）を提出するものとする。

（補助金の交付の決定及び通知）

第13条　知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付の決定をするものとする。

２　知事は、補助金の交付の決定をしたときは、交付を決定した額、交付の条件その他必要な事項を、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第14条　府が直接補助する事業についての補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更は除く。）をする場合においては、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、地域密着型サービス等整備等補助事業、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業、定期借地権設定のための一時金の支援事業、既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業及び介護職員の宿舎施設整備事業の間での経費の配分の変更は、承認しない。

(2) 補助事業を全部又は一部を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない

　 こと。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上（市町村等が行う事業の場合は、50万円以上）の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。既存の建物等を賃借し、改修等をする場合について補助金の交付を受けるときの補助対象施設の廃止についても同様とし、その後の建物の利用や賃貸借契約の内容にかかわらず、建物の賃借人である補助事業者が補助金の返還を行うこと。

(5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を府に納付させることがあること。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(7) 市町村等が行う補助事業を除き、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度６月30日までに、消費税仕入控除税額報告書（様式第４号）により知事に報告しなければならないこと。また、補助金に係る控除税額があることが確定した場合には、府に納付しなければならないこと。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（本社、本所等）で申告を行っている場合は、本部（本社、本所等）の課税売上割合等の申告内容に基づき報告をすること。

(8) 交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える額を府に納付しなければならないこと。

(9) 補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならないこと。

(10) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

(11) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付す等府が行う手続に準拠しなければならないこと。ただし、市町村等が実施する補助事業は除く。

(12) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。

(13) 定期借地権契約が借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとしての一時金充当期間の終了前に解約された場合には土地所有者が一時金のうちの未充当期間相当額を借地権者である補助事業対象者に返還する旨を契約書に定めなければならず、また、一時金のうちの未充当期間相当額の返還があった場合及び補助事業者の事由による解約の場合には、知事へ報告するとともに、返還額の全部又は一部を府に返還しなければならないこと。普通借地権契約についても同様とする。

(14) 前各号の条件に違反した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金を府に納付させることがあること。

(15) 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けてから額の確定までの間に、次のアからオまでのいずれかに該当することとなった場合には、該当事項届出書（様式１-３）により、速やかに知事に届出を行い、その指示を受けなければならないこと。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団

　イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員

ウ　大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第２条第４号に規定する暴力団密接関係者

エ　法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者

オ　公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第１項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から１年を経過しない者

２　府が間接補助する事業についての補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、地域密着型サービス等整備等補助事業、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業、定期借地権設定のための一時金の支援事業、既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業及び介護職員の宿舎施設整備事業の間での経費の配分の変更は、承認しない。

(2) 補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならないこと。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(4) 補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を事業完了の日（市町村等の整備計画の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならないこと。

(5) この補助金を財源の全て又は一部として補助事業者に補助金を交付する際には、次の条件を付さなければならないこと。

ア　補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町村等の長の承認を受けなければならないこと。ただし、地域密着型サービス等整備等補助事業、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業、定期借地権設定のための一時金の支援事業、既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業及び介護職員の宿舎施設整備事業の間での経費の配分の変更は、承認しない。

イ　補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止する場合には、市町村等の長の承認を受けなければならないこと。

ウ　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村等の長に報告してその指示を受けなければならないこと。

エ　補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、市町村等の長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。既存の建物等を賃借し、改修等をする場合について補助金の交付を受けるときの補助対象施設の廃止も同様とし、その後の建物の利用や賃貸借契約の内容にかかわらず、建物の賃借人である補助事業者が補助金の返還を行うこと。

オ　市町村等の長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、当該収入の全部又は一部を市町村等に納付させることがあること。

カ　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

キ　事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度６月30日までに、消費税仕入控除税額報告書（様式第４号）に準じて市町村等で定めた様式により市町村等の長に報告しなければならないこと。補助金に係る控除税額があることが確定した場合には、市町村等に納付しなければならないこと。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（本社、本所等）で申告を行っている場合は、本部（本社、本所等）の課税売上割合等の申告内容に基づき報告をすること。

ク　交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える額を市町村等に納付しなければならないこと。

ケ　補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、及び当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならないこと。

コ　補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

サ　補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付す等市町村等が行う手続に準拠しなければならないこと。

シ　補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。

ス　定期借地権契約が借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとしての一時金充当期間の終了前に解約された場合には土地所有者が一時金のうちの未充当期間相当額を借地権者である補助事業者に返還する旨を契約書に定めなければならず、また、一時金のうちの未充当期間相当額の返還があった場合及び補助事業者の事由による解約の場合には、市町村等の長へ報告するとともに、返還額の全部又は一部を市町村等に返還しなければならないこと。普通借地権契約についても同様とする。

セ　補助事業者がアからスまでの条件に違反した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金を市町村等に返還させることがあること。

(6) 市町村等の長は、前号の条件により補助事業者に承認又は指示をする場合は、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならないこと。

(7) 第５号オ又はキの条件により補助事業者から市町村等に財産の処分による収入又は消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、納付額の全部又は一部を府に納付させることがあること。

(8) 第５号スの条件により補助事業者から市町村等に補助金の全部又は一部の返還があった場合には、返還額の全部又は一部を府に納付させることがあること。

(9)　市町村等の長は、補助事業者が次のアからオまでのいずれかに該当することとなった場合又は該当していたことが判明した場合には、間接補助事業該当事項届出書（様式１-４）により、速やかに知事に届出を行い、その指示を受けなければならないこと。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団

　イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員

ウ　大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第２条第４号に規定する暴力団密接関係者

エ　法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者

オ　公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第１項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から１年を経過しない者

(10) 市町村等の長は、補助事業者が前号アからオまでのいずれかに該当している旨の通報があった場合には、当該補助事業者に「暴力団等審査情報」（様式１-２）を提出させ、速やかに知事に届出を行い、その指示を受けなければならないこと。

（変更及び中止又は廃止の申請）

第15条　補助を受けた者は、補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては補助金変更承認申請書（様式第２号（直接補助事業者用）または（間接補助事業者用））を、補助事業を中止し、又は廃止する場合は補助金中止（廃止）承認申請書（様式第３号（直接補助事業者用）または（間接補助事業者用））を提出し、知事の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第16条　補助を受けた者は、別に定めるところにより、補助事業が完了した日から起算して１月以内（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認の通知を受理した日から起算して１月以内）に、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書（様式第５号（直接補助事業者用）または（間接補助事業者用））に別に定める書類を添え、知事に報告しなければならない。補助金の交付の決定に係る府の会計年度が終了した場合も、同様とする。

（補助金の交付）

第17条　知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、補助金を交付する。

２　前項の規定にかかわらず、府が間接補助する事業については、円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、予算の範囲内において概算払をすることがある。

３　概算払により補助金の交付を受けようとする者は、第13条第２項の規定による通知を受け取った日以後別に定める日までに、補助金交付請求書（様式第６号）を知事に提出しなければならない。

（立入調査）

第18条　知事は、府が直接補助する事業について、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助金事業者に対し、報告を求め、又は当該職員にその事務所、補助対象施設等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

（雑則）

第19条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年６月26日から施行し、平成27年４月１日から適用する。

この要綱は、平成27年９月４日から施行し、平成27年４月１日から適用する。

この要綱は、平成28年８月16日から施行し、平成28年4月1日より適用する。

この要綱は、平成29年８月17日から施行し、平成29年4月1日より適用する。

この要綱は、平成30年８月22日から施行し、同年4月1日より適用する。

　この要綱は、令和元年８月２日から施行し、平成31年4月1日より適用する。

　この要綱は、令和２年１０月５日から施行し、令和２年4月1日より適用する。

この要綱は、令和３年９月６日から施行し、令和３年4月1日より適用する。

この要綱は、令和４年10月26日から施行し、令和４年4月1日より適用する。ただし、様式１-１及び１-２の改正については、令和３年11月22日より適用する。

この要綱は、令和５年８月８日から施行し、令和５年４月１日より適用する。

別表１　補助対象施設・事業及び配分基礎単価（地域密着型サービス等整備等補助事業）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1.対象施設等 | | 2.配分基礎単価 | 3.単位 | ４.対象経費 |
| ①　地域密着型サービス等の整備 | | | | 市町村等の整備計画に基づく施設等の整備(施設と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。)  　ただし、別の負担金、補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 |
|  | 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 | 4,880千円 | 整備床数 |
| 小規模な介護老人保健施設 | 61,000千円 | 施設数 |
| 小規模な介護医療院 | 61,000千円 | 施設数 |
| 小規模な養護老人ホーム | 2,600千円 | 整備床数 |
| 小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) | 4,880千円 | 整備床数 |
| 都市型軽費老人ホーム | 1,950千円 | 整備床数 |
| 認知症高齢者グループホーム | 36,600千円 | 施設数 |
| 小規模多機能型居宅介護事業所 | 36,600千円 | 施設数 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 6,470千円 | 施設数 |
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 36,600千円 | 施設数 |
| 認知症対応型デイサービスセンター | 13,000千円 | 施設数 |
| 介護予防拠点 | 9,710千円 | 施設数 |
| 地域包括支援センター | 1,300千円 | 施設数 |
| 生活支援ハウス | 38,900千円 | 施設数 |
| 緊急ショートステイの整備 | 1,300千円 | 整備床数 |
| 施設内保育施設 | 13,000千円 | 施設数 |
| 小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） | 4,880千円 | 整備床数 |
| 介護施設等の合築等 | | | |
|  | 第3条第１項各号に掲げる施設等との合築・併設 | 合築・併設する施設それぞれの配分基礎単価に1.05を乗じた額 | 整備床数又は  施設数 |
| ②　介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備 | | | |
|  | 特別養護老人ホーム | 1,230千円 | 定員数 |
| 介護老人保健施設 |
| 介護医療院 |
| 養護老人ホーム |
| 軽費老人ホーム |
| ③　災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設  の移転改築整備 | | | |
|  | 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ  用居室 | 4,880 千円 | 整備床数  ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。 |
|  | 介護老人保健施設 | 61,000 千円 | 施設数 |
|  | 介護医療院 | 61,000 千円 | 施設数 |
|  | 養護老人ホーム | 2,600 千円 | 整備床数  ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。 |
|  | ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受け  るもの） | 4,880 千円 | 整備床数  ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。 |
|  | 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き  高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護  の指定を受けるもの） | 4,880 千円 | 整備床数  ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。 |

備考　府が所管する施設については事業者への直接補助、これ以外の施設については事業者に対し補助金を交付する市町村等への間接補助

注１　「認知症対応型デイサービスセンター」、「介護予防拠点」、「地域包括支援センター」、「生活支援ハウス」及び「緊急ショートステイの整備」は、在宅・施設サービスの整備の加速化分は対象外

注２　施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。

別表２　補助対象施設及び配分基礎単価（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1.対象施設等 | | | 2.配分基礎単価 | | 3.単位 | 4.対象経費 |
| ①　定員30人以上の広域型施設等 | | | | | | 特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費 |
|  | | 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 | 914千円 | | 定員数 |
| 介護老人保健施設 |
| 介護医療院 |
| ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) |
| 養護老人ホーム |
| 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） |
| 訪問看護ステーション(大規模化やサテライト型事業所の設置) | 4,580千円 | | 施設数 |
| ②　定員29人以下の地域密着型施設等 | | | | | |
|  | 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 | | | 914千円 | 定員数  ※小規模多機能  　型居宅介護事  　業所及び看護  　小規模多機能  　型居宅介護事  　業所にあって  　は、宿泊定員  　数 |
| 小規模な介護老人保健施設 | | |
| 小規模な介護医療院 | | |
| 小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) | | |
| 認知症高齢者グループホーム | | |
| 小規模多機能型居宅介護事業所 | | |
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | | |
| 小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） | | |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | | | 15,300千円 | 施設数 |
| 都市型軽費老人ホーム | | | 458千円 | 定員数 |
| 小規模な養護老人ホーム | | | 458千円 |
| 施設内保育施設 | | | 4,580千円 | 施設数 |
| ③　介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への及び介護療養型老人保健施設から介護医療院への転換整備に必要な経費 | | | | | |
|  | ・介護老人保健施設  ・介護医療院  ・ケアハウス  ・有料老人ホーム  ・特別養護老人ホーム及び併設される  ショートステイ用居室  ・認知症高齢者グループホーム  ・小規模多機能型居宅介護事業所  ・看護小規模多機能型居宅介護事業所  ・生活支援ハウス  ・高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第５条第１項の登録を受けた賃貸住宅 | | | 239千円 | 定員数  (転換前床数) |

備考　府が所管する施設については事業者への直接補助、これ以外の施設については事業者に対し補助金を交付する市町村等への間接補助

注　１．対象施設等の①の「訪問看護ステーション(大規模化やサテライト型事業所の設置)」及び③の全ての施設は、在宅・施設サービスの整備の加速化分は対象外

別表３　補助対象施設及び配分基準（定期借地権設定のための一時金の支援事業）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1.対象施設等 | | 2.配分基準 | 3.補助率 | 4.対象経費 |
| 【本体施設】 | | 当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額等知事が定める合理的な方法による額)の２分の１ | １／２ | 定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの(当該一時金の授受により定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの) |
| ① 定員30人以上の広域型施設 | |
|  | 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 |
| 介護老人保健施設 |
| 介護医療院 |
| ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) |
| 養護老人ホーム |
| 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） |
| ② 定員29人以下の地域密着型施設等 | |
|  | 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 |
| 小規模な介護老人保健施設 |
| 小規模な介護医療院 |
| 小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） |
| 認知症高齢者グループホーム |
| 小規模多機能型居宅介護事業所 |
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所 |
| 都市型軽費老人ホーム |
| 小規模な養護老人ホーム |
| 施設内保育施設 |
| 小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） |
| 【合築・併設施設】 | |
| 定員29人以下の地域密着型施設等 | |
|  | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 |
| 認知症対応型デイサービスセンター |
| 介護予防拠点 |
| 地域包括支援センター |
| 生活支援ハウス |
| 緊急ショートステイ |

備考　府が所管する施設については事業者への直接補助、これ以外の施設については事業者に対し補助金を交付する市町村等への間接補助

別表４　補助対象施設及び配分基準単価（既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1.区分 | | 2.配分基礎単価 | 3.単位 | 4.対象経費 |
| ①　既存施設のユニット化改修 | | | | 特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする｡)  　ただし、別の負担金、補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 |
|  | 「個　室　→　ユニット化」改修 | 1,300千円 | 整備床数 |
| 「多床室　→　ユニット化」改修 | 2,600千円 |
| ア　特別養護老人ホームのユニット化  イ　介護老人保健施設のユニット化  ウ　介護医療院のユニット化  エ　介護療養型医療施設を改修して介護老人保健施設、ケアハウス、特別養護老人ホーム、介護医療院又は認知症高齢者グループホームに転換される施設のユニット化 | | | |
| ②　特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(多床室)のプライバシー保護のための改修 | | 800千円 | 整備床数 |
| ③　介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への及び介護療養型老人保健施設から介護医療院への転換整備に必要な経費 | | | |
|  | ・介護老人保健施設  ・介護医療院  ・ケアハウス  ・有料老人ホーム  ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室  ・認知症高齢者グループホーム  ・小規模多機能型居宅介護事業所  ・看護小規模多機能型居宅介護事業所  ・生活支援ハウス  ・高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第５条第１項の登録を受けた賃貸住宅 | 創設  2,440千円 | 転換前床数 |
| 改築  3,020千円 |
| 改修  1,220千円 |
| ④ | 介護施設等の看取り環境の整備 |  |  | 特別養護老人ホーム等の看取り環境の整備のための改修に必要な経費ついては同上。設備については、需要費（修繕料）、使用料及び賃貸料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。 |
|  | 特別養護老人ホーム | ３,820千円 | 施設数 |
|  | 介護老人保健施設 |
|  | 介護医療院 |
|  | 養護老人ホーム |
|  | 軽費老人ホーム |
|  | 認知症高齢者グループホーム |
|  | 小規模多機能型居宅介護事業所 |
|  | 看護小規模多機能型居宅介護事業所 |
|  | 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定入居者生活介護の指定を受けるもの） |

備考　府が所管する施設については事業者への直接補助、これ以外の施設については事業者に対し補助金を交付する市町村等への間接補助

注１　いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない

注２　在宅・施設サービスの整備の加速化分は対象外

別表５　別表１及び別表４の「２．配分基礎単価」の加算措置

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １．区 分 | ２．対象施設の種類 | ３．加算額 |
| 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第２条に規定する公害防止対策事業として行う場合 | ・特別養護老人ホーム  ・ケアハウス  ・生活支援ハウス | 0.10を乗じて得た額 |
| 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第２条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づき実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合) | ・特別養護老人ホーム | 0.30を乗じて得た額 |
| 地震防災対策特別措置法(平成７年法律第111号)第２条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合) | ・特別養護老人ホーム | 0.30を乗じて得た額 |
| 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づき実施される事業のうち、同項第４号の規定により政令で定める施設(取壊し費用を含む。) | ・小規模多機能型居宅介護事業所  ・特別養護老人ホーム  ・ケアハウス  ・認知症高齢者グループホーム  ・認知症対応型デイサービスセンター  ・看護小規模多機能型居宅介護事業所  ・介護老人保健施設  ・生活支援ハウス  ・介護医療院 | 0.32を乗じて得た額 |

別表６　配分基礎単価（介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1.区分 | | 2.配分基礎単価 | 3.単位 | 4.対象経費 |
| ①　介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業 | | 4,710千円 | 知事が認める台数（定員数を上限とする） | 簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。  ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 |
| ②　介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業 | | | | |
|  | ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援 | 1,090千円 | １か所 | 感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。  ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 |
| 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援 | 6,540千円 | １か所 |
| 家族面会室の整備等経費支援 | 3,820千円 | 施設  ・  事業所 |
| ③　介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業 | | 1,070千円 | 整備  床数 | 介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。  ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 |

備考　府が所管する施設については事業者への直接補助、これ以外の施設については事業者に対し補助金を交付する市町村等への間接補助

注１　いずれの介護施設等も、定員規模は問わない

注２　在宅・施設サービスの整備の加速化分は対象外

別表７　補助対象施設及び配分基準（介護職員の宿舎施設整備事業）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1.区分 | | 2.配分基準 | 3.補助率 | 4.対象経費 |
| 介護職員の宿舎施設整備事業 | | | | 特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事  事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工  事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。  ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を  含む。 |
|  | 特別養護老人ホーム | 介護職員１定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡  ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。 | １／３ |
| 介護老人保健施設 |
| 介護医療院 |
| ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） |
| 認知症高齢者グループホーム |
| 小規模多機能型居宅介護事業所 |
| 定期巡回・臨時対応型訪問介護看護事業所 |
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所 |
| 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） |

備考　府が所管する施設については事業者への直接補助、これ以外の施設については事業者に対し補助金を交付する市町村等への間接補助

注　　いずれの介護施設等も、定員規模は問わない